

# 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている 中小企業への依頼試験手数料の減免のご案内

令和2年7月16日時点

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減のため、依頼試験手数料を100%減免します。

## 1 対象者

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている群馬県内に事業所を有する中小企業

※ みなし大企業を除きます

## 2 減免の対象

国などが実施する下表のいずれかの新型コロナウイルスに関する公的制度融資を利用していること

区 別	名 称
国制度融資（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）	新型コロナウイルス感染症特別貸付
群馬県制度融資	新型コロナウイルス感染症対策資金
	新型コロナウイルス感染症対応資金
群馬県内市町村制度融資	（各市町村にお問い合わせください）

## 3 減免率

依頼試験手数料100%

※ 自社製品の依頼試験に限ります。

※ 多くの中小企業の皆様にご利用頂くために、申し訳ございませんが利用に関する上限額20万円を設けさせていただきます。詳しくはお問い合わせください。

※ すでに繊維工業試験場で減免制度をご利用された場合は、こちらの減免制度はご利用できません。

## 4 減免期間

令和2年5月18日から令和3年3月31日まで

## 5 提出書類

- ・ [群馬県立産業技術センター使用料等減免申請書 \(Word 38KB\)](#)
- ・ 下記の書類

利用中の公的制度融資の名称		必要書類
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫（国民生活事業）	・ 左記融資利用中を証明できる金銭消費貸借契約書等の写し ・ 上記の書類にコロナに係る融資とわかる記載がない場合、上記書類に加えてコロナに係る融資とわかる、信用保証協会が発行される信用保証決定通知書等の写し
	日本政策金融公庫（中小企業事業）	
	商工組合中央金庫	
新型コロナウイルス感染症対策資金		
新型コロナウイルス感染症対応資金		
群馬県内市町村の新型コロナウイルス感染症に関する制度融資		

## 6 お問合せ先

群馬産業技術センター 企画管理係 電話：027-290-3030

## みなし大企業について

本減免措置の対象は、群馬県内に事業所を有する中小企業者（下表1の要件を満たす、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者）等としております。

みなし大企業とは、次の（１）～（５）のいずれかに該当する中小企業者のことを指します。

- （１）発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数又は出資価額の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

表1 中小企業者

資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること

業種	資本金	従業員数 （常勤）
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※ 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいいます。

大企業は、資本金及び従業員数がともに表1の数字を超える企業が該当します。

ただし、以下を除きます。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合